

姫路市屋外広告物条例及び施行規則の改正の概要

(有資格者による屋外広告物の点検義務化・許可期間の変更)

1. 目的と概要

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保が全国的に問題となっています。国のガイドラインや指針等では、地方公共団体による屋外広告物の安全性の確認・指導が重要であると示されています。

姫路市では、屋外広告物の許可更新の際に自己点検を求めています。倒壊や落下による事故を防ぐため、一定の有資格者による点検を義務化します。また、有資格者が点検することにより、安全性の確保が見込まれるため、許可期間を2年から3年に変更します。

2. 改正の内容

1) 有資格者による屋外広告物の点検義務化

①対象となる屋外広告物 …次のいずれにも該当するもの
・許可の対象となるもので、地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超えるもの (建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するもの、はり紙、はり札を除く) ・設置から8年が経過しているもの ※対象とならない屋外広告物については、現状通り自己点検が必要です。
②点検に必要な資格 …次のいずれか
・屋外広告士 ・点検技能講習*修了者 *…屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習 ・職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者(1級 広告美術仕上げ)
③点検の内容 …次の部分(項目)について点検を行う
・基礎部、上部構造(傾斜・ぐらつき、ひび割れ、さび、塗装の劣化等) ・支持部(溶接部の腐食・変形、ボルト等のゆるみ、欠落等) ・取付部(アンカーボルト・プレートの腐食、溶接部・コーキングの劣化、周辺部の異常等) ・広告板(表示面板の腐食・変形、ビスの欠落、水抜き穴の詰まり等) ・照明装置(不点灯、取付部の破損・変形、さび、漏水等) ・その他(付属部材の腐食・破損等)
④点検の頻度 …3年に1回(屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準に基づく)

2) 許可期間の変更

老朽化によって景観・安全上の問題が発生していないかチェックするため、現在は看板、広告塔などの許可期間を2年としています。専門的知識・経験を有する者が3年ごとに点検することによって、安全性の確保が見込まれるため、1)に合わせて許可期間を3年に変更します。

3. 今後の予定

令和5年10月 姫路市屋外広告物条例、施行規則の改正

令和6年 4月 改正条例・規則(有資格者による屋外広告物の点検義務化・許可期間の変更)の施行

4. パブリックコメントの実施期間

令和5年4月3日～5月2日

5. コメントの提出先

まちづくり指導課(都市景観指導室)：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 市役所本庁舎5階
FAX：079-221-2757 E-mail：keikan-oubo@city.himeji.lg.jp